

尼港事件・オホーツク事件損害に対する再救恤、一九二六年

井 筭 富 雄

IZAO Tomio

はじめに

- 一 救恤金再要求運動
 - 二 法案形成と議会審議
 - 三 被害審査と救恤金の交付
- 小括

はじめに

一九二五年、日本とソ連は条約を締結し、ここにロシア革命以来の国交断絶の状態は解消された。この時点で、シベリア出兵の途中で起こった「北樺太保障占領」なども終結した。日本はロシアの社会主義政権と向き合わなければならなかったのである。

しかし、日本が向き合わなければならない対象はもう一つあった。自国民である。シベリア出兵の実行によってさまざまな事態が生じた。一九二〇年の尼港事件のように、在留邦人・外交官・出兵部隊の将兵が大量に殺害される事件もあった。尼港事件と連続するよう起こったオホーツク事件は、日本人が経営する漁場がロシア側のバルチザンに襲撃され、破壊・焼却される事件であった。このような、ロシア側の報復によって生命・財産を失う場合もあった。また、シベリア出兵の撤退により、ロシアにいた在留邦人は財産の一部または全部を放棄して立ち去る必要が出てきた。

日本政府はこの問題にとりあえず「救恤金」を出すということで対応してきた。これについては先行研究が存在する¹⁾。また、筆者も先行研究に触発され、

いくつかの論文を書いてきた²⁾。ここまでに分かったことはいくつが存在する。まずは日本政府の賠償責任否定が前提にあるということである。日本政府は賠償責任をあらかじめ否定した上で、被害者に対して救済的な意味で救恤金を交付した。しかも、同一事件に対して原則救恤は一度だけであった。被害者に期限を切って申請させ、中央政府の部局が厳しい被害額の査定を行った。損害が認められたとしても、実際に交付される救恤金の額は極めて小さなものとなっていた。

しかし、一九二六年に公布された尼港事件・オホーツク事件に対する再度の救恤を認める法律は、「同一事件に対する再度の救恤」という点がまず異なっていた。同一事件について複数回救恤金を交付した事例は、この「尼港事件・オホーツク事件」以後に、第一次世界大戦の損害に対する「追加救恤」(一九二九年)がある。これは一九二五年に行われたものの再救恤であった。それ以外には基本的には認められていない。救恤金交付は一度きりの機会であり、申請に遅れたりした場合でも認められなかった。ところが今回の救恤法の場合、前回の救恤金申請に出せなかった人に対しては、被害認定がなされた場合前回受け取れるはずだった額まで加算するほどの措置が取られているのである。それ以外にもこのときの再救恤に関しては、後にみていくようにかなり政治的な差配の色彩が色濃く出ているように感じられる。本論文は、この一九二六年に公布された尼港事件・オホーツク事件に対する再救恤のための法律を、政策形成・決定・執行の過程を通して検討したい。さらに、実際の救恤金査定過程で起こった極めて政治的な差配の様子を明らかにしていくこととしたい。

一 救恤金再要求運動

一九二六年の救恤金については、二つの方面から救恤金交付要請が来た。すなわち尼港事件の被害者と、オホーツク事件の被害者である。いずれも一九二二年の「露国政変及西比利亞事変ノ為損害ヲ被リタル者ノ救恤ニ関スル法律」で一度は救恤金交付の対象となったのであるが、救恤金額が少なかつたこと、あるいは一九二二年の法律に基く救恤金の申請ができなかつたり、遅れたりしたものがいたからである。

尼港事件の被害者は、組織的に結集し、各政党を回つたりして救恤金再交付のための運動を展開していた。そのリーダーとなつていたのは、自らも尼港事件の被害者であつた、在留邦人の経済人島田元太郎であつた。³この時期、島田は東京に事務所を構え、全国の被害者とともに救恤金要求運動を展開していた。島田等の運動団体が一九二五年に出した請願書が残されている。この請願書は、タイトルや配布時期・内容に一部異動があるものがある。ここでは一九二五年一月に出された請願書⁴を見てみる。

ここでは、一九二二年の法律で救恤金を受けられたことは大変ありがたかつたものの、「乍然何分生活の主力と全財産とを奪はれたる遺族のことに有之加ふるに近年打続ける不景氣と物価騰貴との影響を蒙り候為め右御救恤金を以てしては永く其生計を支持するに足らず今や再び憐愍を親戚故旧に乞ふにあらざれば他に糊口の途なき者続出しつつある有様に御座候又事変当時幸ひにして生命の危機を免かれたる者と雖も在露数十年の苦心経営を以て成れる全財産を掠奪燃却せられたるのみならず爾來日露国交の断絶五箇年の久しきに亘れる上偶々一般経済界の恐慌及沈滞に遭遇して殆んど茫然自失の止むなきに至りたる為め今や将さに破産没落の苦惨を嘗めざるべからざる窮境に陥り居る有様に御座候」とある。そしてまた、今回日ソ間に条約が締結され、そこで北サハリンに関する経済的利権の獲得ができたことは、表面上は尼港事件の損害とは関係ないとしても「北樺太利権の獲得が尼港事変に対する保障占領の結果に外ならざる事実に想到致し候へば尼港事変と利権獲得との間には到底離つべからざる因果関係の厳存することは何人も疑を容れざる所」と主張する。

しかし、尼港事件被害者が再度の救恤金を要請するのは、この機会に乗じた不当利得を得ようとしているのではない、とこの請願は言う。即ち「僅かに生

活の安定を得んことを希ひ財産上の被害者としては多年氷雪と戦ひ粉骨碎身して蓄積し得たる資財を正当に回収し以て事情の許す限り此因縁浅からざる日露貿易の復興の為めに微力を貢献せんことを切望するの外何等其他意なき」ものである、とするのである。尼港事件の被害者にとつても、日本とソヴィエト・ロシアとの国交回復は、貿易関係などの再開という形で望ましいものであり、そのためにも資金が必要である、とされるのである。

このことは、少なくとも島田にとつては事実だつたようである。島田がこののちに書いた救恤金申請書が外交史料館に残されているが、そこには島田がかなりの債務に苦しんでいた様子が記されている。尼港事件後、島田は損害を回復するために朝鮮銀行から二〇万円の融資を受け、事業を再開した。しかし一九二二年に日本は北サハリン以外の地域から全面撤兵した。そのため展開していた事業の大半はたたまなければならなかつた。その結果事業の展開によつて返済する予定であつた債務が返済できなくなり、「政府ノ御恩典ニ浴シ候大正十一年法律第三十九号ニ依ル救恤金拾四萬四千五百七十円及大正十二年法律第三十九号ニ依ル救恤金七萬四千九百九十円ハ不肖ノ手ヲ経ス大藏省ヨリ直接朝鮮銀行ニテ受領不肖債務ノ元利金払込ニ充当サレ候次第ニ有之候」。事業を継続するためにさらに朝鮮銀行から融資を受けてロシアでしばらく事業を展開していたものの、ソヴィエト・ロシアの産業国有化政策などでこれも不可能になつた。この申請書に書いてあることを信用するならば、島田はこのとき、朝鮮銀行からの融資、取引先に対する弁済などで、総額「金參拾七萬壹千六百參拾四円六拾八錢」という莫大な借金を背負つてしまつていたのである。一九二二年の救恤法において規定された救恤金総額が一五〇万円であつたことを考えれば、島田の借金がいかにすさまじいものだったかがよく分かる。島田については、上記の文章によるならば、一九二二年の法律で尼港事件の損害について救恤金を受けていた。さらに一九二三年の法律で、シベリアからの引き揚げ損害の救恤金も受けていた。それでもとても足りる状況ではなかつたのである。在留邦人で事業などを展開していた人々については、同様の事態が生じていたのではなかつたのだろうか。

しかし、あまり救恤金要求運動の成果ははかばかしくなかつた。この請願書より前の一九二五年五月、島田が他の人とともに連名で書いた書簡が残つてい⁶る。そこには、彼らの運動に対して外務当局が「尼港事変ノ損害ハ今回ノ交渉

ニ於テ露国ヲシテ賠償セシムル事不可能ニ帰シタルヲ以テ遺族並ニ被害者ニ対シテハ誠ニ同情ニ堪ヘザルモ既ニ先年一度救恤金ヲ交附シ有リ殊ニ財政緊縮方針ノ折柄困難ナル問題ニシテ敢テ放任スル訳ニアラサルモ未タ議熟セヌ考慮中」としか答えてくれなかつたのである。日ソ交渉の中で、シベリア出兵の被害者に対する問題は事実上棚上げされていたことは後述する。島田らは衆議院・貴族院を回り、党派を超えて支援を求めた。第五〇帝国議会では、普選問題などで取り上げられることがなかつたのだが、次期議会ではなんとかなる望みがあるかもしれない、だが「外務当局ニ於テ自発的ニ救恤案ヲ講ズルガ如キ意思ハ毛頭無カリシ」状況ゆえに運動を強化しなければならぬ旨が記されている。

このように、尼港事件被害者は、結集して再救恤の運動を展開していた。これとは別に再救恤の運動をしていた者たちがいた。それが「オホーツク事件」の被害者である。尼港事件の直後、オホーツクの漁場・漁業施設が焼き打ちされたため、漁業関係者に損害が出ていたのである。日本の漁業関係者がなぜ焼き打ちに遭わなければならなかつたかは、原暉之氏の研究に詳しい。⁷⁾ 彼らも、一九二二年の法律で一度は救恤金を受け取つてはいたが、それでは事業の再開に至らなかつたという（完全廃業に追い込まれた業者もあつた）。彼ら事業者の集まりは、一九二六年一月、「露領オホーツク沿岸漁場被害事件陳述書」、「露領オホーツク沿岸漁場被害事件ニ関スル請願書」、「オホーツク沿岸漁場被害事件ニ関スル陳情書―第二―」という三つの文書を提出した。⁸⁾ 「露領オホーツク沿岸漁場被害事件ニ関スル請願書」によれば、一九二二年の法律で救恤金を受け取つたあとも、一九二三年、一九二四年にわたつて請願を展開し、この結果一九二五年には議会で質問として取り上げられた。しかしながら政府側は何の対策も取つてくれなかつた、と主張している。

彼らは、自らの被害が尼港事件やシベリア出兵の直接損害とは異なるものであることを強調した。第二の陳情書においては、オホーツク事件は「決して漫然たる『西伯利事変の損害』又は日露両国間に其の見解の相違点を見たりと伝へられたる尼港事変の損害要求等と混同視せらるべき問題ではない」と言い切り、この事件被害はシベリア出兵や、尼港事件の被害者とは別に考慮されなければならぬ、という。しかも、彼らが主張していたのは、同じ事件において、被害者ごとに扱いが異なるのではないか、ということであつた。この陳情書に附されている「オホーツク漁場焼打事件に関する質疑の要点」という文書では、

同時に焼き打ちを受けた日魯漁業株式会社に対してだけ、政府は特別の融資や奨励金を与えたのではないかと書いていたのである。先に指摘されている、一九二五年の議会審議とは、同年三月、第一次世界大戦の損害に対する救恤法の審議で出てきた話ではないかと考えられる。確かにこの席でも、日魯漁業に対してだけ、朝鮮銀行からの特別な融資が出た、という噂について質問がなされている。⁹⁾ 外務省はこのような資金拠出の記録はないと否定した。¹⁰⁾ だが今日、堤清六率いる日魯漁業が、水産業界の再編名目（企業合同をしようとしていた）で、オホーツク事件損害からの立ち直りのために朝鮮銀行から特別の融資を受けていたことが明らかになっている。¹¹⁾ 直接政府から資金を受けることは難しかつたが、朝鮮銀行の特別融資が下りている。この過程では当時の原内閣も動いていたものであるといわれる。噂はある程度事実だつたのである。

さてそれでは、このような運動を受けて、政府側はどのように反応し、法案作成と議会で審議が行われたのか、次はこの問題について考えてみたい。

二 法案形成と議会審議

一九二五年、日ソ基本条約が締結され、日本とソヴィエト・ロシアとの間に国交が樹立され、ようやく日露間の関係が修復された。この過程で、尼港事件の問題は政治的には棚上げが決められていた。一九二四年の段階で、当時の松井慶四郎外相は、芳澤謙吉公使に対して、尼港事件については以下の二つの条件で妥結する方針を伝えていた。¹²⁾

- (イ) 本件ニ付テハ「ソヴィエト」政府ハ書面ヲ以テ遺憾ノ意ヲ表スルコト絶對ニ必要ナリ
- (ロ) 本件ニ関スル物質的賠償ニ付テハ主義トシテ之ヲ抛棄スルコトヲ得サルモ若シ北樺太及其他ノ地方ハ於テ特ニ有利ナル長期利権ヲ許与スルニ於テハ此要求ヲ主張スルコトヲ差控フヘシ

既に日本の政策決定者にとつては、尼港事件は「特ニ有利ナル長期利権」と引き換えになる程度のものであつたのである。北サハリンやその周辺は、石油資源など各種の利権もあつた。ただし、このような交換条件を出していたことは、

後に議会のやり取りで見ると国民には一応隠されていた。

実質的にロシア側からの尼港事件賠償が取れなくなったことで、日本政府が尼港事件被害者に対しては何らかの措置が取られなければならないようになった。一九二六年一月、当時の加藤高明内閣の幣原喜重郎外相から浜口雄幸蔵相へ向け、民間人の損害に限定して再救恤する法案を閣議決定請求しようという呼びかけが来ている。総額一〇〇万円の救恤金を交付するというものだった。

閣議決定請求書の素案は複数残っているのだが、ここに再救恤を必要とした理由が述べられている。まずは、尼港事件についての賠償請求権は日本にあるけれども、今の時点でこれをソヴィエト・ロシアに求めるのは「有害無益」という認識であった。そのため日本政府が何らかの措置を取らなければならない。しかし、外国政府の責任を日本が肩代わりする理由はないので、一九二二年の法律について「追加」をするという形がとられることになった。

もう一つの問題は、救恤が二度目であるということだった。これを前例とされては困るのだった。そこで出てくるのは、尼港事件はこれまで経験したことのない大事件であり「普通事変ノ被害者ト同視スルヲ得サルノ事情」があるということであった。もう一つは、前年に制定された、第一次世界大戦の被害者に対する救恤立法で、生命損害に対して二〇〇〇〇円の救恤金を交付したことであった。一九二二年の救恤法では一〇〇〇円しか交付されていなかったため、「此ノ際更ニ相当ノ救恤ヲ為スモ右ニ比シ権衡ヲ失スルコトナキノミナラズ一方ニ港事件被害者ノ特殊事情ニ照ラシ厚キヲ加ヘテ救恤スルコト寧ロ正当ノ措置ナリ」ということが言えるとされるのであった。

加藤首相は在任中に病死したため、若槻禮次郎内閣がこの問題の後を引き継ぐことになった。一九二六年三月、浜口蔵相は「本件ハ曩ニ政府ノ意向ヲ帝國議會ニ於テ宣言シタル関係モ有之事情已ムヲ得サルモノトシテ特ニ同意シタル義ニ有之将来類似事件ノ先例ト為ササルヲ了解ノ下ニ詮議シタル次第ニ付御了知相成度申副候」という意見を法案に付けている。浜口蔵相が閣議請求書を作った後でも、あらためて「前例にしない」という確認を取ろうとしていることに、尼港事件への再救恤に対する意見の相違があったことが伺われる。

この過程では、いまひとつの要求もあった。尼港事件で死亡した軍人に対する救恤を認めてほしいという陸軍からの要求が既に来ていたのである。一九二六年一月の段階で、陸軍は「軍人モ一般遭難者同様救恤ニ浴セシムルヲ要ス」

という要求を突きつけていた。それはなぜか。理由は以下の二つだった。

- ① 尼港事件は世界的な事件であった。特別の救恤法令を作ったのだから、軍人も恩典に浴させてほしい。
- ② ①のような次第であるから、尼港事件で死亡した日本軍将兵への救恤金交付は、他の戦死者に対する措置と比べて不公平だという非難は当たらない。

陸軍側は、もし軍人に救恤金が出る場合、「一般国民の死者に対する救恤金より低くないようにする」「階級による金額の差を設けない」などの要求も出していた。しかしこれらの要求はあっさり拒否されてしまった。ただし、結果として、軍人について救恤はしないが、文官・軍属については救恤を認めることになった。このあたりの理由は判然としないが、軍人の場合は特別の下賜金などがあるからであると考えられる。

かくして、一九二六年三月の議会で、「大正九年ニ於ケル尼港事変及「オコック」事変ノ為損害ヲ被リタル者ノ救恤ニ関スル法律案」は提出された。救恤金総額は一〇〇万円となっていた。衆議院本会議で、矢吹省三政府委員は、この法案について「全く尼港事件並ニ「オコック」ニ於ケル被害事件ノ特殊ナル事情ニ鑑ミマシテ、考慮シタノデアリマシテ、他ニ之ヲ以テ例ト致スベキモノト思ハナイノデアリマス、全く特殊ノ性質ノ事件ト是ハ見マシテ、更ニ今回一度救恤ヲ致サウト云フ考ニナッタノデアリマス、随テ斯ル事ヲ再三繰返ス考ハナイノデアリマシテ、之ヲ以テ打切ト致ス考デアリマス」と説明している。中村嘉寿議員はこれに対して、尼港事件の救恤は、ロシア側との利権供与とパートナーになっているのではないかと質問した。これについて政府委員は「尼港事件ノ事柄ト、利権ヲ獲得ヲ致シマスコトトハ、何等因果関係ガナイト云フコトヲ御承知願ヒタイト思ヒマス」と否定している。救恤金額が以前の法律より減っていることについては、民間人の救恤だけだからであると答えている。

だが、衆議院の委員会審議では、このような政府側の説明はそう容易には納得されなかった。砂田重政議員は、日ソ間で、ソヴィエト政権側は日本に、尼港事件で遺憾の意を表している以上、これで解決となっているはずであり、「之ヲ又蒸返シテ其損害ヲ要求スルト云フ権利ガ明瞭ニ留保サレテ居ルト云フコトハ、私共想像ガ付カヌ」と食い下がった。さらに、石油利権開発のための北辰

会などのような集団に対してだけ各種の措置が与えられることになり、「国家カラソレダケノ救済ヲ受ケルコトノ出来ナイ、保護ヲ受ケナイ、孤軍奮闘シテ外ニ向ッテ出掛ケテ行ツタ者ハ、一朝斯様ナ不幸ニ陥ツテモ顧ミラレナイト云フ結果ニナルコトハ、私ハ是ハ国民思想ノ上カラ考ヘテモ重大ナ問題ダラウト思フノデアリマス」と発言している。その上で、ロシア側からも補償が取れない以上、日本政府による直接損害賠償を求めた。しかし永井柳太郎政府委員はこれを拒否した。砂田議員はこの後もかなり執拗に質問を続け、一柳仲次郎委員長が「若シ本案ガ衆議院ヲ通過シマシテモ、貴族院デ行悩ムヤウナコトニナルト、救恤ノ本旨ニ背クコトニナリ、救恤ヲ受クル側ノ人ハ一日モ早イ方ガ宜イノデ、成ベク本議會ニ両院ヲ通過セシメタイト思ヒマスカラ」今日の質疑で終わらせたいと発言するほどであった。志波安一郎議員は、「既ニソレ位ノモノ（救恤金のこと―井筈）ハ恐ラク負債ヲ以テ、常ニ債鬼ノ為ニ責メラレテ居ルト云フ状態ニ在ルノデ、事業ノ足立ニナルベキ状態デハナカラウト考ヘマス」、北サハリンの利権が尼港事件などの犠牲で成り立っている以上は、何らかの形で彼らに補償をすべきだと発言した。永井政府委員が、同じ事件に対する二度目の救恤であることを理解してほしい、と言ったが、議員は容易に納得しなかった。本会議で一度質問した中村議員も、「政府ガ是ハ国民―被害者ガ命ヲ捨テ、財産ヲ棄テテ者ニ対シテ、失礼ナ言葉デハアルガ目腐金ノヤウナ僅カナモノヲ分配シテ、是デ満足セヨト云フコトハ、是ハ将来ニ禍ノ種ヲ胎スト私ハ深く信ジテ居ルノデアリマスカラ、若シ何カ途ガアルナラバ、将来賠償ヲ取り得ル見込ガアツテ、何カノ途ヲ講ズルコトガ出来ル筈ノモノダト云フコトヲ言明シテ戴キタイト思フノデアリマス」と要望した。一柳委員長も、今回で救恤措置を打ち切るのであれば、日本政府が「将来此方面ニ向ッテ、消極的デナク積極的ニ政府ハ援助若クハ救助ヲシテ、是カラ海外ニ同胞ガドウ發展スルノ途ヲ講ズル考ヲ御持チニナツテ居ルカ、将来之ニ対シテ相当援助或ハ救助ヲ為サル御意思ガアルカナイカ」答えてほしいと要望した。思い切った答弁を引き出し、議員をクールダウンさせようとしたのであろう。永井政府委員はこれに対して、「頻繁ニ露西亞ニ起ツテ来タ事変ノ犠牲ニナリマシタ者ニ対シテハ、救恤ヲ致シマシテ其苦痛ヲ和ゲルト同時ニ、又其困難ニ屈セズ危険ヲ恐レズシテ、再ビ露西亞ニ新シク活路ヲ求メテ發展セント致ス勇敢ナル日本人ノ後援ヲスト云フコトニ付キマシテモ、政府ハ十分ニ努力ヲ致シタイト思フノデアリ

マス」と答弁したことで、何とかこの場は収まるはずだった。

しかし結局委員会は翌日までずれ込んだ。一柳委員長は質疑をさせないつもりであったが、結果として質疑が出た。ここではオホーツク事件も話題に上った。砂田議員はここでも、何らかの形で被害者に補償をすべきだと言った。それは「即チ此西伯利ニ出兵ヲ致シ、多額ノ国帑ヲ費シマシテ、永イ間ニ互テアレダケノ占領ヲシテ居ツタコトモ、全ク是等犠牲ニ供セラレタル、勇敢ナル帝國臣民ノ大死ニ終ラシメナイト云フ目的ノ下ニ、政府自ラ天下ニ声明シ、世界列国ノ間ニ声明ヲシテヤツテ来タ此問題ガ、唯国家ノ前途ノ為ニハ速ニ露国政府ヲ承認スルコトガ先決問題ナリト云フ国家ノ利益ノ為ニ、此多数ノ生命ヲ失ヒ、多額ノ損害ヲ被ツタ者ヲ犠牲ニ供シテ、以テ通商条約ヲ結ンダト云フコトハ明瞭ナ事実」だといっているのであった。期せずして、国益のために個人を犠牲にしたことに対して、国家が何らかの補償をすべきだという発言が飛び出したのである。多少の思惑違いをほらみながら、衆議院委員会は「政府ハ露国政変及西比利亞事変ノ為被リタル帝國臣民ノ損害ニ付其救恤ノ手段ヲ講スルノ外速ニ適当ナル方法ニ依リ之レガ、賠償ノ途ヲ講ゼラレムコトヲ望ム」という付帯決議をつけて法案を可決させた¹⁸⁾。

反面、貴族院の審議では、志水小一郎議員が委員会でもいくらか質問しただけで、あまり議論はなかった。ただ志水議員が、救恤金総額が少ないのではないかと、言ったことに対する返答は注目される。永井政府委員は、今回法律が通った場合の救恤金を受ければ、結果として被害者は一九二二年の法律に基づいて申請した際に、救恤金の査定機関である「救恤審査会」が決定した損害査定額と同額の救恤金を交付されることになる¹⁹⁾と説明した。これは、前年に制定された、第一次世界大戦の損害に対する救恤金に関する立法が、生命損害の金額を引き上げていたことともかわっている²⁰⁾。とはいえ、これは実は異例な措置である。救恤金は損害賠償ではないので、査定された被害額を完全に満足させる必要は必ずしもないというのが原則だったからである。

かくして法案は議會を可決した。次は、この法律に基いた救恤金の査定と救恤金の交付について検討していくことにしたい。

三 被害審査と救恤金の交付

本節では、救恤法令の制定と、その後の実際の救恤の状況を、救恤金の審査機関の報告書などをもとにしてみていきたいと考えている。

一九二六年三月三〇日、法律第四四号として「大正九年ニ於ケル尼港事変及「オコーツク」事変ノ為損害ヲ被リタル者ノ救恤ニ関スル法律」が公布された。²¹⁾ また、この法律に基く救恤金申請手続きを定めた、勅令六九号が公布された。²²⁾ この法律の第一条は、「大正十一年法律第三十九号第一条ノ規定ニ該当シタル帝国臣民ニシテ大正九年ニ於ケル尼港事変及「オコーツク」事変ノ為損害ヲ被リタル者ニ対シテハ本法ニ依リ更ニ救恤金ヲ交付ス」というものであった。「更に交付する」という表現が、既にこの法律がかなり変則的なものであることをうかがわせる。救恤金総額は一〇〇万円、一九二六年七月三一日までに申請をすることが決められた。また、勅令で定められた救恤金申請手続きでも、一九二二年の救恤法で申請した者については、そのときの記述や証拠物件を再度援用することができることになっていた。ただし、救恤金申請書には、一九二二年救恤法による申請の有無が記されなければならなかった。

救恤金の交付については、一九二六年四月一七日の「外務省告示」や四月二四日付の「公表第四号」で周知が図られた。これは広田弘毅外務省欧米局長談話という形式で発表された。この記事は新聞に転載されていた。²³⁾ 一九二二年の救恤法で救恤金を受けたものも、再申請の手続きを取らなければ救恤金は受け取れないことなどが注意点として挙げられていた。

法律に基き、救恤金額を決定する機関である「救恤審査会」が発足した。ここからは、救恤審査会が残した報告書に基き、救恤審査会の様子を見て行きたい。²⁴⁾ 委員長は外務次官であった。委員は、外務・大蔵両省の出身者を中心として、陸軍や農林省からも人を出している。この審査機関は、七人の「主査員」(外務省五人、大蔵省二人)を互選し、実質的な書類審査はこの人々が行った。救恤金額の素案なども彼らが作っていた。救恤される範囲は、民間人・文官・軍属の「尼港及其近接地域並「オコーツク」市ヲ中心トスル其近接沿岸漁場区域」で、一九二〇年三月から五月までの損害であるとされた。民間人の被害者だけに、救恤金に際して有利な条件を設けた。被害者の中には、一九二二年の救恤法令に基く申請をしていなかった者があった。このような新規申請者に対し

ては、前回受け取れるはずだった救恤金額を加算しようということになったのである。また、前回の法令で二度目の申請をしたものについては、前回の査定額で被害額を査定したうえで救恤金を交付することになった。前回救恤を受けられなかったものに対する配慮を一定程度したのである。

ただしこの法律からは、救恤金の申請者の法的位置づけによって受け取れる救恤金額に差を設けた。配偶者・直系尊属・直系卑属以外には、救恤金は決定額の三分の二しか渡さないことになった。同じ人物の被害について申請された場合、民法に基く遺産相続の順序で優先順位を決めていた。また、主査員は「各個ノ損害申請額及審査会ノ査定ノ経過」以外のことは公表してもよいということになった。

各申請者は、一九二六年七月三一日までに申請をしなければならなかった。外務次官(救恤審査会の長でもある)は、四月一九日に国内各官庁に申請書の進達などについて依頼をした。受理した申請書は八月一〇日までに東京の救恤審査会へ送ることとされた。法律の趣旨を徹底させるため、五月四日にもう一度各地方行政機関向けに「本件救恤ノ要旨及手続等ヲ利害関係者ニ周知セシムル為随時適当ナル公示方法ヲ講セラレ度キ旨」の依頼が出された。六月には軍人の救恤はしない旨の通知もなされている。注意喚起はかなり徹底したもので、九月に至って救恤審査会長名で「管下ニ残留セル申請書ノ有無ヲ照会」するのとまで行われている。

この法律に関して、山口県文書館に一連の史料が残っている。これを見ると、四月の段階では、外務省から県に対して、以下の事項について調査してほしいと求めている。²⁵⁾

- ①申請者の出した申請書の記述は根拠があるものと認められるか
- ②申請者の経歴・資産に即して、申請者の被害申告は正しいと考えられるか
- ③その他必要と考えられる事項

この事項を調べるためには、「若シ書面上ノ審査ヲ為シ疑問ノ点又ハ不明瞭ノ点アルモノニ付テハ申請者ニ照会ヲ発シ又ハ实地調査ヲ為ス等適当ノ方法ニ依リ明確ナラシムル様措置セラレ度ク」と、かなり厳格なチェックを求めている。

また、救恤審査会は茨城県知事からの問い合わせに答える形で、六月一日付で、陸海軍人の死者に対しては救恤の対象にならないこと、ただし、「軍人ト事情ヲ異ニスル軍属及文官ヲ含マシムル立法ノ趣旨」を各道府県知事に通知している。陸海軍人は「尼港事変ニ因ル帝国軍人ノ戦死ニ対シテハ夫々当該ノ法規ニ依リ特殊ノ待遇ヲ付与セラレ居リ」というのがその理由だった⁽²⁶⁾。

このときの審査の様子は、まだ詳細には分かっていない。しかしながら、いくつかの重要な点がある。まず、死亡者（尼港事件のみ）の救恤金は、一九二二年法の場合大人一人あたり一〇〇〇円だった。これを一五〇〇円に引き上げた。また、文官・軍属への救恤を認めた。これに関しては、同等とみなされる軍人に対する処遇とのバランスが問題になっていた⁽²⁷⁾。例えば、石田虎松領事に関しては、殺害されたため救恤金額は生命損害として一五〇〇円であった。さらに、死亡した時に一時金が出ていた。これは尼港事件で殺害された大尉クラスの軍人が受けた処遇と等しくなっている、という。

また、今回なぜか新規申請に大量の在ロシア朝鮮人がいた。これについては一度指摘したことがある⁽²⁸⁾。申請総件数八四〇件（人数は四一〇人）、その中で救恤を認められたのは六八一件（二九〇人分）だった。このうち、新規申請は八〇件あったのだが、朝鮮人からの新規申請が二五件もあった。これについて、審査会報告書は次のように述べている⁽²⁹⁾。

「掲記セラレタル損害ノ物件、数量価額等ハ当時同地ニ在住シタル朝鮮人ノ一般的地位、職業等ニ顧ミ充分信ヲ置キ難ク而モ被害ノ事実ヲ確証スルニ足ル資料ヲ提出セルモノハ殆ントナク信憑スルヲ得サル点ナキニアラサルモ、之カ事実ノ調査ハ容易ナラサルト共ニ各損害ノ査定ハ到底不可能ナルカ上ニ、本人ニ於テ被害事実ヲ主張シ之ニ対スル朝鮮総督府ノ副申モ進達セラレ居ルニ付相当ノ根拠アルモノト認ムヘク、他方一般朝鮮人ニ対スル政策的見地ヨリ主査会ノ決議ニ依リ是等朝鮮人ノ申請ニ対シテハ総テ之ヲ救恤スルコトトシ只損害額ノ査定ハ基礎トスヘキ資料ナキニ依リ一律二百円ヲ査定シ更ニ前回分ノ救恤金ヲ考慮加算スルコトトセリ」

この文書には明確に「政策的見地」という言葉を使っている。一九二〇年と言えば、既に前年三・一運動を経験している。また、尼港事件のあと、中国・

ロシア国境地帯で、朝鮮・中国・ロシア人を含む武装集団の襲撃（琿春事件）を理由とした「間島出兵」が起こった。このように、朝鮮の植民地統治を揺るがす事件が発生し、ロシア領内にいる朝鮮人に対する疑惑の念が強まっていたことも考えられる⁽³⁰⁾。

それにしても、救恤審査会が、証拠もなければ信用もできないと書きながら、朝鮮人の新規申請に全員一律の救恤金を決めたことは異様である。間島出兵の際、現地で被害を被った朝鮮人の「救恤」に、日本政府が一〇万円を拠出した事実がある⁽³¹⁾。これは個人に配分されるのではなく、当該地域の朝鮮人団体に配分されていた。在ロシア朝鮮人による大量の新規申請と、これに対する一律の救恤金交付は、このような流れと関係があるのではないか。

このような例外があったとはいえ、大半の申請は二度目であった。そのため救恤金の査定は容易だったのだが、結果として救恤金総額が一〇〇万円を超過した。そのため、生命損害の救恤金に手を触れない範囲で「さじ加減」を行い、何とか救恤金総額を九九九一七五円に収めた。

別表1は、山口県文書館に収められている、山口県からの救恤申請者に対する審査結果である。新規申請はわずかであった。別表2は、もう一つの救済対象である「オホーツク事件」のものである。こちらで奇妙なのは、申請内容に対する対応の異なり方である。GとJは「申請内容がでたらめ」と書かれながら救恤金が交付され、Lは「証拠がない」と却下されている。Lは申請者の申し立て内容が事実と異なるとはいえ、でたらめの申請内容に救恤金が出るのもかなり奇妙である。

一九二六年の救恤法令では、在ロシア朝鮮人に対する対応といい、この「オホーツク事件」被害申請者への対応といい、かなり政治的な「さじ加減」の色彩の濃い救恤金の審査が行われていることがわかる。これまでの救恤法では、被害申告は厳しく査定されることが多かった。証拠のないものなどは認められなかった。ところが今回はその点が大きく変わっている。被害者救済とはいえず、政治判断で進められたことがよく分かるものである。

小括

尼港事件・オホーツク事件に対する救恤金の交付は、政策形成と決定からし

- (7) 原暉之『シベリア出兵』筑摩書房、一九八九年。日本人漁業者は現地住民の漁業を妨害するような形で鮭を捕獲したりしていた。そのため革命後すぐから、日本人漁業者の仕掛けた網の破壊などが行われている。
- (8) 前掲外務省文書(5217286)、一五冊めに入っている。
- (9) 『帝国議会衆議院委員会議録』四三巻、臨川書店、一九八七年。政府側は確答を与えなかった。
- (10) 「オコック漁場焼打事件ニ関スル答弁ノ要領」前掲外務省文書(5217286)第二冊。「第五十一回議會ニテ説明ノ為作成」と欄外に書き込み。議會での質問に備えたものである。
- (11) 『日魯漁業経営史』第一巻、一九七一年。実は、堤清六は今回の救恤法による救恤金も受け取っている。
- (12) 外務省編『日「ソ」交渉史』、一九四二年、七五頁。ただし筆者の参照できたのは、一九六九年に巖南堂書店から刊行された復刻版。
- (13) 「尼港事件ノ為損害ヲ蒙リタル者ノ救恤ニ関スル件」『尼港及「オコック」事変関係救恤一件 法令関係ノ部』(5217281)。
- (14) 「尼港事変ノ為損害ヲ被リタル者ノ救恤ニ関シ閣議請求ノ件」前掲(5217281)。複数の素案の中には、軍人などには別に救済措置が取られたことを記したものもある。また、救恤金総額が「一三五万円」「一三〇万円」となっているものがある。救恤金総額を大幅に削った理由はここからだけでは明らかではない。のちの議會答弁であるように、財政難が理由であろうか。
- (15) 法案の閣議稟請書に対する浜口蔵相の意見。一九二六年三月六日。前掲(5217281)。
- (16) 「尼港事件遭難関係者ニ対スル救恤ノ件」前掲(5217281)。
- (17) 『帝国議会衆議院議事速記録』四八巻(東大出版会、一九八三年)
- (18) 委員会審議は『帝国議会衆議院委員会議録』五〇巻(臨川書店、一九八八年)。
- (19) 『帝国議会貴族院委員會議事速記録』二八巻(臨川書店、一九八八年)
- (20) この「同盟及聯合國ト独逸国及其同盟國トノ戦争ニ因リ損害ヲ被リタル帝国臣民ノ救恤ニ関スル法律」については、あらためて考察の対象としなければならぬ。
- (21) この法律の原文は、アジア歴史資料センターウェブサイト、A03021587600を参照。
- (22) 勅令原文は、アジア歴史資料センターA03021598500を参照。
- (23) 「公表第四号」は前掲(5217281)。掲載事例としては「尼港事変の救恤申請注意書」「読売新聞」一九二六年四月一日。「尼港救済金申請注意事項」『東京日日新聞』一九二六年四月二五日。山口県内では、「オホーツク海事件尼港事件救恤に関する法律勅令の要点 広田欧米局長の談話」『関門日日新聞』一九二六年四月二五日朝刊。
- (24) このあたりは「尼港及「オコック」事変関係救恤一件 救恤審査会報告書」(5217287)。
- (25) 「尼港事変及「オコック」事変被害者ノ救恤ニ関スル件」『大正一五年尼港オコック事変ニ関スル件』(県庁戦前A 総務399) 山口県文書館所蔵。県はこの指示に更に手を加えて(期日などを変更して)管内の市町村に下ろしている。
- (26) 一九二六年六月一日、出淵勝次外務次官(救恤審査会長)から各道府県知事へ。前掲山口県文書。茨城県知事末松偕一郎から出淵宛の問い合わせに答える形をとって周知されている。
- (27) ただし、文官・軍属は一九二二年の法律では申請資格がなかったので、一九二二年の法律による救恤金の加算は行われなかった。
- (28) 前掲拙稿「救恤」政策から見るシベリア出兵史」。
- (29) 前掲救恤審査会報告書の中の「損害不明ノ朝鮮人ノ申請ニ対スル査定」という項目。
- (30) 前掲拙稿「シベリア引揚者への「救恤」、一九二三年」においては、議会の法案審議において在ロシア朝鮮人の救恤申請資格を問われた際に政府委員が採った態度について述べている。
- (31) 『朝鮮統治史料』第二巻、韓国史料研究所、一九七〇年に収録されている「間島出兵史」を参照。琿春事件については、林正和「琿春事件の経過」『戦台史学』一九号、一九六六年、東尾和子「琿春事件と間島出兵」『朝鮮史研究会論文集』一四号、一九七七年、佐々木春隆「琿春事件」考『防衛大学校紀要 人文・社会科学編』三九号、一九七九年、四〇号、一九八〇年、四一号、一九八〇年がある。

(32) 前掲拙稿「日露開戦に伴う引揚者に対する「救恤」(一九〇九年)。
 (33) 「尼港被害者 新規救済申請」『東京朝日新聞』一九二七年三月一三日。

付記 本論文は、平成二一年度山口県立大学研究創作助成事業による成果の一部である。また、一部の文献に関しては、北海道大学スラブ研究センターによる平成二一年度「スラブ・ユーラシア地域(旧ソ連・東欧)を中心とした総合的研究」共同利用の公募事業によって参照できた。記して感謝を表したい。

別表1 1926年尼港オコーツク事件救恤法山口県申請者・結果一覧

氏名	被害内容	申請者	結果
A	尼港事件で殺害	妻	査定2142円、交付額2200円
B	尼港事件で殺害	父	査定1728円、交付額1750円
C	尼港事件で経営していた会社を失う	本人。Aはこの人物の兄	査定11700円、交付額12875円
D・E(姉妹)	尼港事件で殺害	母	査定4011円、交付額4100円
F	尼港事件で殺害	父	査定1708円、交付額1725円
G	尼港事件で行方不明	父	査定1700円、交付額2925円。これは新規申請なので、前回分1200円(生命1000円、財産200円)を加算している。
H	尼港事件で義兄が殺害・経営していた造船会社焼失	本人	査定200円、交付額425円。査定額は、Hが事件前に引き揚げていたこと、職業(大工)に応じて割り当てた。新規申請分なので、前回分200円加算。
I	尼港事件で殺害。経営していたパン屋焼失	甥。以前の申請では兄だったが、同人死去のため	査定11700円、交付額8475円。申請者が甥だったから、交付金額を3分の2に減額された。内縁の妻がいる。これは別に申請が出ている。
J		本人	却下(北樺太からの引揚)。ただし、申請書類などが返還できなくなっていた。
K・H		本人	却下(シベリア引揚)

県庁戦前A 総務399『大正一五年尼港オコーツク事変ニ関スル件』内務部社会課 1926年 山口県文書館所蔵より作成。

別表2 オホーツク事件 1922年および1926年救恤金査定結果一覧

申請者氏名	被害者との関係	1922年法での申請額・査定額・救恤金額	1922年法での査定コメント	1926年法での申請額・査定額・救恤金額	1926年法での備考
A	本人	38835.05円・5000円・4300円	北海道庁からの副申書には、申請書の金額については調査中、とある。殺害されたロシア人商人の債権、避難してきた人々への食糧供給なども損害額に上げていたが、「無証 理由不明 削ル」とある	38835円・4300円・4725円	査定額は前回救恤金額を援用
B	兄弟 (いづれか不明)	247546.95円・5522.12円・4665円	ほとんど厳しいことが書かれていない	247546円・4665円・5125円	同上
C	本人	692988.75円・11076.65円・8445円	「内容数量品目不明」「大体ヲ通シテ頗ル過大ナリ」「無証 削ル」「下記物品ハ休業ナレハ紛失スル筈ナシ」などの言葉が書き込まれている	692988円・8445円・9300円	同上
D	経営している会社 2社	1社目948407.14円、2社目3326594.07円 1・2 合わせて123826.06円・49530円	「四ヶ処分ヲ合算シ内容審査シ難シ大体ニ於テ頗ル付掛多シ」後に合併した会社を別々に申請	1社目948407円、2社目3326594円、1・2 合わせて49530円・54500円	同上
E	本人	115677.50円・3265.60円・2912円	函館警察署からの副申書には建築物と建築材料を別々のものとして計上している、「別紙損害調査ハ対露国関係ノモノナレハ稍過大ニ計上シタルモノノ如シ」とある。「持帰ト認ム」「副申ニ依リ削ル」等の文字もある。予測収入の部分があり、ここには「不承認」	25677円・2912円・3200円	同上
F	本人	215490円・1614.74円・1503円	大正六年度から八年度は別のロシア人が経営していたのでこの時期の業務成績は信用できない、と函館警察署からの報告あり。「副申ニ依リ削ル」と書かれたもの多し。「尚ホ水産組合調査ニ依ルモ経営シ居ラサルコト明ナリ」「単価・数量ヲ明示セス且無証 見積過大」などと書かれている	215490円・1503円・1650円	査定額は前回の救恤金額。1922年の救恤金受領後改名している
G	本人	新規申請	新規申請につき、なし	9615円・200円・425円	新規申請・前回分200円加算。審査欄に「査定額二百円ハ申請者ノ職業（オホーツク漁場帳場）ニ鑑ミ其申請額カ出鱈目ナルニ付該当金額ヲ割宛テタリ」と注記
H	本人	316756.20円・5366.49円・4556円	予測収入の部分の削られている	316756円・4556円・5000円	査定額は前回の救恤金額
I	夫	新規申請。申請書に「要調」と鉛筆書き。露領水産組合に実際に電話で問い合わせ確認している	新規申請につき、なし	21629円・950円・2000円	前回分950円加算。査定額950円は実損害額見積もりの10分の1と注記
J	本人	新規申請	新規申請につき、なし	15281円・500円・1000円	前回分500円加算。審査欄に「査定額五百円ハ申請者カ明治四十年以来「オホーツク」市ニ在留シタルコトニ鑑ミ割宛タルモノトス、但シ申請額ハ無価、出鱈目ニシテ之ヲ査定ノ基礎トナスコトヲ得ス」と注記
K	本人	204505.104円・4067.19円・3553円	「何故カ租借料ヲ記載セス」などの書き込みがある。物品に対する価格について、「副申ニ依リ訂正」などびっしりと書かれている	216332円・3553円・3900円	査定額は前回の救恤金額
L	本人	59413.23円・不承認	東京府知事からの副申が着いているが、証拠書類がない、本人が旅行中のため十分に意見をつけることができない、とある。また、被害者の在留期間に「大正七年七月初旬」と書かれた部分に赤線が引かれ「虚」。しかも、申請者は被害にあったという漁区を1918年から経営していたというが、露領水産組合の調査では1918年は別の企業が経営し、1919年には落札した業者がいない。Lが手に入れたのは1920年。設備などあるはずはない、と書き込まれている	494932円・不承認・却下	「前例ニ依リ不承認、尚ホ今回露領水産組合ニ就キ取調ヘタルモ被害者カ実際損害ヲ被リタル事実ヲ認メス」と注記
M	本人	208167.06円・3696.55円・3257円	副申書が残っていない。だが「副申ニ依ル事実ナシ 削ル」等の文字がある	208167円・3257円・3575円	査定額は前回の救恤金額
N	本人	325453.55円・6852.12円・5596円	副申書なし。ただし、「副申ノ通古物ナルト付掛多キニ鑑ミ」の文字あり	338597円・5596円・6150円	同上
O	本人	229864.202円・7161.47円・5813円	副申には「根拠有シ相当ノ求償額ト認メラル」とあるが、中には「伴技手ノ報告ニ依リ虚ト見做ス 削ル」「貧弱ナル該漁場ニ於テ下記品種残置（？）シリアルヤ否ヤ頗ル疑ハシ」「無証 過大」などと書かれる	229864円・5813円・6400円	査定額は前回の救恤金額

出典「露国革命関係救恤一件 申請書「オホーツク」漁場ノ部」(5.2.17 32-53) および「尼港及「オホーツク」事変関係救恤一件 申請書」(5.2.17 28-6) 第十五冊。

Secondary relief for Victims of the Nikolaevsk Massacre and Okhotsk Incident in 1926

IZAO Tomio

The Purpose of this article is to explain the Special Law passed in 1926 for secondary relief for the Victims of the Nikolaevsk Massacre and Okhotsk incident. Victims of two incidents received relief under a Special Law passed in 1922, but they wanted secondary relief because the amount of money given to them in the initial relief program was very small.

However, the Japanese Government had already established diplomatic relations with the Soviet Union, and thus had surrendered the right to claim compensation. Hence, the Japanese Government agreed to provide a second relief fund for the victims of these incidents. This secondary relief was a very political decision from the viewpoint of Background and Distribution.